

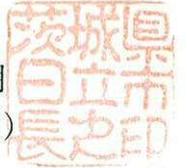
平成 26 年 9 月 5 日

日立市の再生を考える市民の会

共同代表 山本 忠安 殿

共同代表 高濱 正敏 殿

日立市長 吉成 明
(新庁舎整備局扱い)



回 答 書

平成 26 年 8 月 20 日付け貴会から提出いただきました公開質問状について
別紙のとおり回答いたします。

回 答 書

現在の庁舎は老朽化が進み、十分な耐震性能を有していないことから、大地震の際には倒壊のおそれがあり、早急な建替えが必要と考えております。

御承知のとおり、現庁舎は、東日本大震災により被災し、市民の安全・安心を守るべく防災拠点施設としての機能を果たせず、さらに、市民の安全を確保するため、窓口業務の一部を仮設の庁舎で対応するとともに、現在の庁舎についても、原則として3階以上の使用を取りやめるなど、市民の方々に不便をおかけし、業務にも様々な支障が生じている状況であり、早急な解消が求められております。

また、新庁舎の建設については、平成24年2月公表の「新庁舎整備基本方針」、同年9月公表の「新庁舎建設基本計画」の策定にあたり、広く、多くの市民の方々の声をうかがい、一つ一つ合意形成をしてきたところでございます。

建設に向けての財源については、市報でお知らせしておりますように、①従前から目的積立をしてきました「庁舎積立金」、②国からの新たな財政支援である「震災復興特別交付税」、③長期借入金である「被災施設復旧関連事業債」と「合併特例事業債」を予定しており、これらの活用により財政負担の軽減及び平準化を図る計画としております。

特に、これら財源の約60%を占める「震災復興特別交付税」、「被災施設復旧関連事業債」については、一定の期限内の着手が定められており、この期限内に実施することが、市の財政負担を軽減することになります。

また、ご指摘のありました「合併特例事業債」は、法律によりその活用期間の延長が可能とされており、事業全体の約25%を予定しておりますが、復興関連の財源は、前述のように期限が設定されているため、早期の実施が有利と考えております。

このように、いつ起こるかかわからない災害に対して、市民の安全・安心を守るべき行政としての責務を果たすためには、早期に防災拠点機能を有した新庁舎を建設する必要があります。

以上